第5節　情報収集及び被害報告取扱計画

基本法及び他の法令の規定に基づく災害情報収集、一般被害状況報告、部門別被害状況報告（以下「被害報告」という。）の取扱いについては次のとおりとする。

1 定　義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。

(2)人的被害とは、次のとおりである。

死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重　傷　者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽　傷　者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満で治癒できる見込みの者とする。

(3)住家の被害とは、次のとおりである。

住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
戸　　数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
世　　帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。
全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50％以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50％以上 70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40％以上 50％未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30％以上 50％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30％以上 40％未満のものとする。

半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20％以上 70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上 50％未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10％以上 20％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10％以上 20％未満のものとする。
一　部　破　損	全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
床　上　浸　水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
床　下　浸　水	住家の床上浸水に至らないものとする。

(4)非住家の被害とは、住家以外の建物で全壊又は半壊の被害を受けたものをいい、次のとおりとする。

公　共　建　物	例えば、役場庁舎、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。

(5)罹災者等とは、次のとおりである。

罹　災　世　帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
罹　災　者	罹災世帯の構成員とする。

2 報告の種別

(1)災害速報

県芦北地域振興局への災害速報様式は、次のとおりとする。

災害情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式第1号）

被害状況報告（速報・確定）・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式第2号）

各部門別被害報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式第3号）

住民避難等報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式第4号）

災害応急対策に要した経費に関する報告・・・・・・・（様式第5号）

① 災害情報

被害を発見した時は、直ちに様式第1号により報告するものとする。

② 被害状況報告及び住民避難等報告

特に指定がない場合は、毎日 9 時 30 分まで及び 14 時 30 分までの2回報告するものとする。

③ 各部門別被害報告

被害状況取りまとめのうえ、報告するものとする。変更があった場合も同様とする。

④ 災害応急対策に要した経費に関する報告

判明次第報告するものとする。

(2)被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了したとき、様式第2号により報告するものとする。

3 防災情報の収集・伝達システムの活用

町は、県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報くまもと、防災情報共有システムを活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化を図るとともに、関係機関相互の情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国が整備する総合防災情報システム(SOBO－WEB)に集約できるよう努めるものとする。

さらに、SNS等のデータを活用した情報収集についても有効な手段として検討するものとする。

なお、避難指示等を発令した場合には、Lアラートへ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時から県、町、関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

4 被害状況の調査

町は、防災行政無線、消防無線、アプリオープンチャット等の活用及び自主防災組織や行政区長等からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している集落の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。被害状況等の調査に当たっては、ドローンを活用して孤立集落の安否確認や被害状況の確認等を調査班を編成して行うものとする。

また、調査員は、相互に連絡を密にし、誤調査、脱漏、重複調査等のないよう留意し、異なった被害状況等については調整するものとする。

町は、住民登録の有無にかかわらず、区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県(旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等)に連絡するものとする。さらに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

5 収集及び報告

(1)町長は、町内の確実な被害状況を収集し、取りまとめのうえ、芦北地方災害対策本部(地方対策本部を設けないときは県芦北地域振興局)に報告するものとする。

(2)勤務時間外に住民等から被害報告があったときは、日直者又は警備員が受領し、直ちに総務課長に報告し、県芦北地域振興局に連絡するものとする。

(3)被害報告等は、次の報告系統により行う。

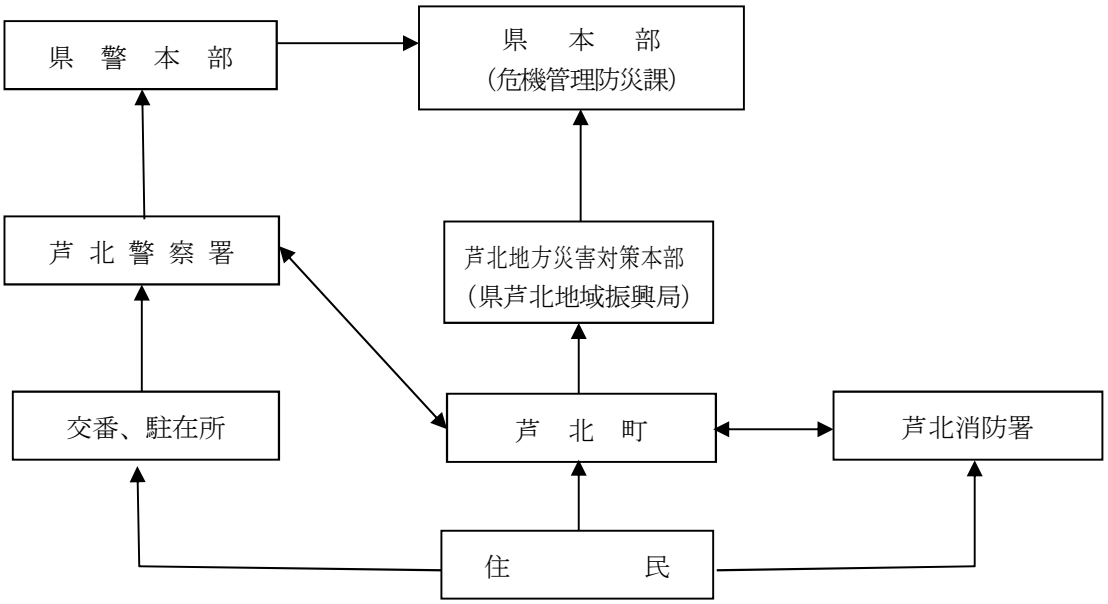

第6節　広報計画

町及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過ともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1　広報担当

(1)通常災害に関する広報担当は、総務課とする。

(2)災害対策本部が設置されたときは、同本部組織内に定めるとおりとする。

2　広報資料の収集

総務対策部は、各対策部及び各機関と連携を密にし、災害に関する広報資料（写真を含む）の収集を行うものとする。

3　住民等に対する広報活動

庁内連絡及び住民に対する広報は、第3章第3節　気象予警報等伝達計画　に定めるところにより行う。また、「道の駅たのうら」を情報発信の拠点施設として位置づけし、当該施設を利用する車両通行者及び避難者等への情報提供に努めるものとする。

4　広報の内容及び方法

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1)広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

①　災害対策本部の設置

②　災害の概況（被害の規模・状況等）

③ 台風等気象情報に関する情報
④ 町及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
⑤ 避難の指示（指定緊急避難場所、避難路の指示）及び避難時の留意事項
⑥ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
⑦ 防疫に関する事項
⑧ 火災状況
⑨ 医療救護所の開設状況
⑩ 給食・給水実施状況
⑪ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
⑫ 道路交通等に関する事項、復旧状況
⑬ 一般的な住民生活に関する情報
⑭ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
⑮ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
⑯ 住民の安否情報
⑰ 医療機関、金融機関などの生活関連状況
⑱ 交通規制の状況
⑲ 被災者支援に関する情報
⑳ その他必要な事項

（2）広報の方法

広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

① 防災行政無線による広報
② 広報車・消防団による広報
③ 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報
④ 広報紙、チラシ、ポスター等による広報
⑤ 避難場所への職員の派遣
⑥ 自主防災組織等による広報
⑦ 町ホームページ、メールサービス、芦北町公式アプリ等町広報媒体の利用による広報
⑧ 安否情報システムによる広報
⑨ その他状況に応じ効果的な方法

5 インターネット等の活用

町からの情報を被災地に提供や、被災地からの情報を入手する手段として、インターネット等を活用する。

(1)行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、町公式アプリ、町ホームページ等を活用し情報提供を行うものとする。

(2)被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータを活用するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用を行う。

6 住民等からの問合せ対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

7 報道機関への対応

大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置を検討する。

なお、報道機関等対外への発表は、町長の指示に従い、速やかに総務課長から発表することとする。

第7節　応急措置計画

1 応急措置

(1)町の応急措置

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより災害の発生を防御し、又は拡大を防止するため必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(2)消防機関の出動命令等

町長は、災害が発生するおそれのあるときは、消防機関に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等、災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めるものとする。

(3)設備物件の除去等事前措置

町長は、災害が発生するおそれのあるとき、又は災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者に対し、災害を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保管その他必要な措置をとることを指示することができる。また、状況によっては警察署長にこれらの指示を要求するものとする。

(4)警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、人の生命若しくは身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。なお、町長の委任を受けてその職権を行う町職員が現場にいないとき、これらのことを行うことを警察官に求めるものとする。

(5)工作物等の使用、収用等

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めた場合は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となる物の除去その他必要な措置をとるものとする。

町長は、工作物を除去したときは、その保管、公示及び売却手続き、費用徴収、返還することのできない場合の帰属等について基本法第 64 条 2 項後段、第 3 項から第 5 項及び同法施行令第 25 条から第 27 条の規定に基づいて行うものとする。

(6)業務命令

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事させることができる。なお、町長の委任を受けてその職権を行う町職員が現場にいないとき、これらのことを行うことを警察官に求めるものとする。

(7)損失補償

町長は、前記(5)により町長による工作物等の使用収用等の処分を行ったため、当該処分により生じた損失によって補償の請求があったときは、これを補償するものとする。

(8)応急措置の業務に従事したものに対する損害補償

町は、町長又は警察官が前記(6)の業務命令及び(4)の警戒区域の設定のため、当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場に居る者を応急措置の業務に従事させた場合には、当該業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは病気にかかり、又は廃疾となったときは、その者及びその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によってうける損害の補償について、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例の定めるところによりその補償を行うものとする。

(9)災害救助法が適用されたときは、町長は知事の補助機関として救助業務を行うものとする。

2 町の委員会委員の応急措置

本町の各種委員会委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置実施について責任を有する者は、本町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第8節　自衛隊派遣要請計画

1 災害派遣要請

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、自衛隊派遣を要請する場合の基準等は次のとおりである。

（1）天災地変その他の災害に際して、人命又は財産保護のため必要があり、かつ被災地の消防団等によって対処し得ないと認められとき。

（2）災害の発生が目前に迫り、この予防について緊急を要するため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

（3）派遣要請

町長は、県南広域本部芦北地域振興局長を経由して知事に要請するものとする。

2 派遣部隊等の処理

自衛隊に対し、次の事項に留意するとともに自衛隊の任務と権限を侵害することのないよう処理するものとする。

（1）派遣部隊の宿舎施設又は野営施設を準備しておく。

（2）自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の一般復旧計画は別途依頼すること。

（3）自衛隊の作業に対して、町当局及び住民が傍観するような態度をとらないよう配慮すること。

（4）災害地における作業に関しては、町と自衛隊指揮者との間で十分協議して決めること。

その他資機材等の準備経費の負担区分については、県計画によることとする。

3 派遣部隊の撤退時期

人命救助や道路啓開など、応急的な作業がおおむね完了した時点で、町と自衛隊指揮者との間で協議して撤退時期を決めるものとする。

第9節　避難計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は次による。

1 実施責任者

住民を災害から保護するため避難命令を発すべき権限のある者は、次のようにそれぞれの法律によって定められている。

なお、実施責任者は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（1）町長（基本法第 60 条）

町長は、人命を保護し、災害の拡大を防止するため、特に避難の必要があると認めたときは、その地域の居住者、滞在者その他の者に対し「立退きの指示」ができる。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、町長が立ち退きの指示ができないときは、付近にいる町職員、消防署員、消防団員は町長の権限を代行することができる。この場合は、その旨を速やかに町長に報告しなければならない。

(2)警察官(基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条)

警察官の避難指示は、原則として町長が「立ち退き指示」することができないと認めるとき、又は、町長から要求があったときは、基本法第 61 条の規定に基づく「立ち退きの指示」を行うものとする。ただし、危険が急迫し、緊急を要する場合は、警察官職務執行法に基づき措置するものとする。

(3)知事又はその命令を受けた県職員、水防管理者(水防法第 29 条)

知事又はその命令を受けた県職員、水防管理者(町長)は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、「立ち退きの指示」を行うことができる。

(4)災害のため派遣を命ぜられた自衛官(自衛隊法第 94 条)

警察官が現場にいない場合に限り、警察官職務執行法第 4 条の職務の執行を行うことができる。

2　避難等の基準

避難等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定)を参考とする。

具体的には、災害の種類及び地域性等により異なるが、判断基準設定の考え方は、下記のとおりとする。基本的には、夜間・早朝であっても、空振りをおそれず躊躇することなく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

なお、実施責任者は、避難等の時期を失わせぬよう関係機関と連携を取りながら監視体制を強化し、災害発生の兆候等の発見に努めるものとする。

また、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

避難情報発令基準（警戒レベルを付記する災害種別）

災害種別	対象区域	警戒ﾚﾍﾞﾙ※	避難情報	発令の基本的な考え方
洪水	球磨川　※1 佐敷川　※2 田浦川　※3 小田浦川※4 湯浦川　※5	警戒ﾚﾍﾞﾙ1	ー	①水防団待機水位に達した場合
		警戒ﾚﾍﾞﾙ 2～3	予防的避難情報	①氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が予想される場合 ②台風等が接近通過することが予想される場合
		警戒ﾚﾍﾞﾙ3	高齢者等避難	①避難判断水位(LV3)に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合 ②氾濫危険水位(LV4)に到達する予測が発表されている場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過相当(赤)」になった場合 ④堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)
		警戒ﾚﾍﾞﾙ4	避難指示	①氾濫危険水位(LV4)に到達したと発表された場合 ②氾濫危険水位(LV4)に到達していないものの、指定河川洪水予報により堤防天端高を越えることが予想される場合 ③国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合 ④堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤市房ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ⑥警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が(夕刻時点で発令) ⑦警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例①～⑤に該当する場合は、他の状況も踏まえ、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
		警戒ﾚﾍﾞﾙ5	緊急安全確保	①氾濫開始相当水位に達した場合 ②国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ③堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まった場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざえるをえない場合 (災害発生を確認) ⑤堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水情報の氾濫発生情報や水防団(消防団)からの報告により把握できた場合
			避難情報解除	氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著で、上流域での降雨がほとんどない場合
土砂災害 【大雨警報(土砂災害)】	全　域	警戒ﾚﾍﾞﾙ1	ー	ー
		警戒ﾚﾍﾞﾙ 2～3	予防的避難情報	①台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合 ②熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」で「注意」(黄色)から「警戒」(赤)に変わると予想される場合
		警戒ﾚﾍﾞﾙ3	高齢者等避難	①大雨警報(土砂災害)(レベル 3 相当情報「土砂災害」)が発表され、かつ、熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」に危険度分布が「警戒(赤)」となった場合) ②線状降水帯発生予測情報が発表された場合 ③数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合 ④警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)レベル3相当に切り替える可能性が高い旨言及されている場合など(夕刻時点で発令)
		警戒ﾚﾍﾞﾙ4	避難指示	①土砂災害警戒情報(レベル 4 相当情報「土砂災害」)が発表された場合 ②熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」で「危険(紫)」となった場合 ③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨をともなう台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令 ⑤土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例①②⑤に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
		警戒ﾚﾍﾞﾙ5	緊急安全確保	①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報「土砂災害」)が発表された場合 (災害発生を確認) ②土砂災害の発生が確認された場合
			避難情報解除	土砂災害警戒情報の解除

災害種別	対象区域	警戒ﾚﾍﾞﾙ※	避難情報	発令の基本的な考え方
高潮	※6	警戒ﾚﾍﾞﾙ1	―	―
		警戒ﾚﾍﾞﾙ2～3	予防的避難情報	台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合
		警戒ﾚﾍﾞﾙ3	高齢者等避難	①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
		警戒ﾚﾍﾞﾙ4	避難指示	①高潮警報（警報レベル4相当情報[高潮]）又は高潮特別警報（警報レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ②警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
		警戒ﾚﾍﾞﾙ5	緊急安全確保	①水門、陸閘等の異常が確認された場合 ②潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ③高潮氾濫発生情報が発表された場合 （災害発生を確認） ④異状な越波・越流が発生した場合 ⑥高潮氾濫が発生した場合
			避難情報解除	高潮警報等の解除

※　警戒レベル１及び警戒レベル２については気象庁が発表する。

※1 高田辺、海路、吉尾、箙瀬、白石、東告、西告
※2 白岩、花西、道川内西、新町、向町、上町、諏訪、花東、八幡
※3 田浦1～4、田浦町1～2
※4 小田浦4～6
※5 平生、芦北、湯東、湯北、湯南、豊岡、宮崎
※6 波多島、井牟田1～2、田浦町1～4、小田浦1、小田浦5、海浦1～2、鶴木山、計石西、計石東、白岩、芦北、花西、沖、福浦、女島西、平生

避難情報判断基準（警戒レベルを付記しない災害種別）

災害種別	対象区域	予防的避難情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保	避難情報解除
暴風	全　域	台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合	台風接近や大雨が予想され、避難行動要支援者等の避難に支障を及ぼす恐れがある場合	暴風警報が発表され、災害発生の恐れがある場合	①台風により土砂災害等が発生した場合 ②暴風特別警報の発表	暴風警報等の解除
地震	全　域	－	震度４の地震が概ね２４時間以内に連続して発生する場合、もしくは震度５弱以上が発生した場合	震度６弱以上、もしくは震度５弱以上で同時多発の火災が拡大延焼するなど町民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合	地震被害が発生した場合	津波注意報及び警報について、原則として解除通知を受けた場合
津波	※1	－	津波の到達予想時刻等の情報が発表され警報級の可能性がある場合	避難指示 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表	－	津波注意報等の解除、及び津波が来襲した場合は沿岸部を巡回し危険な状態を脱したと町長が判断した場合
大雪	全　域	－	大雪、あるいは暴風雪警報が発表され、避難指示の基準に到達すると予想される場合	大雪、あるいは暴風雪特別警報が発表され、災害発生の恐れがある場合	－	大雪警報等の解除

※　国のガイドラインに基づき暴風・地震・津波・大雪に関する情報は警戒レベルを用いない。

※1　田浦町1～4、波多島、井牟田1～2、小田浦1～5、海浦1～2、鶴木山、計石西、計石東、白岩、道川内西、道川内東、乙千屋、芦北、花西、向町、本町、上町、新町、花東、花北、諏訪、平生、湯北、湯南、湯東、宮崎、沖、福浦、女島西

(1)町民の自主避難

実施責任者は、災害が発生する恐れのある気象予警報が発表された場合、町民に対して自主避難を促す注意喚起を広報するものとする。また、災害の発生する恐れのある地域の住民は、災害を未然に防ぐため自主避難する。

この場合の避難所は、町が定めた避難施設、最寄りの集会施設、親戚宅、自宅の安全な場所などとする。避難に当たっては、町民は、普段から自宅等のハザードを確認し、避難の必要性を確かめるとととともに、町は防災マップ（ハザードマップ）等を配布し、町民に周知する。

(2)予防的避難情報

避難行動要支援者等要配慮者や、避難に対する移動に対して不安を持っている住民の避難に関する安全性を確保するため、夜間に大雨や台風の接近が予想される場合は、明るいうちから早めの避難を行ってもらうよう、住民に呼びかけるものとする。

(3)高齢者等避難

避難に要する時間を確保するため、避難指示等に先立って避難の準備を呼びかけるものとする。なお、高齢者等避難の発令には、熊本地方気象台の大雨・洪水・高潮等の予警報の発表を参考にするものとする。

(4)避難指示

災害が発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は、その地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

また、避難していない人に対して、すでに災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となった段階において、より強く避難を促す措置として発令するなど、直ちに避難する必要があると町長が判断した場合、避難の措置をとるものとする。

① 地震の場合

同時多発の火災が拡大延焼するなど町民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

② 洪水の場合

河川等の水位が氾濫危険水位に到達し、若しくは突破する恐れがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合。また、水位の設定がない中小河川や水位観測の施設がない河川等においては、巡回の強化等により状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

③ 高潮の場合

高潮警報が出され、災害の恐れがあると予測される場合、又は次の状況を満たす場合。

- 台風の暴風警戒域の予報円内にある場合
- 台風の接近時間帯（暴風域圏内に入る時間帯）において、潮位が満潮若しくはその前後の時間帯に重なる場合
- 台風の風向きにより、強風が吹き込む方向に湾、入江を形成している地域で、災害の恐れがある場合
- その他町長が特に警戒が必要であると認めるとき

④ 大雨【大雨警報（浸水害）】の場合

24 時間累加雨量が 250mm を超える雨量、あるいは時間雨量 70mm を超える雨量が連続する場合、又は長時間にわたって雨が降り続き、災害の発生する恐れがあると判断される場合

⑤ 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間に災害が起こることが予想され、生命及び身体に危険が及ぶ恐れがあるとき。

⑥ 土砂災害【大雨警報（土砂災害）】の場合

土砂災害の発生が予想され、生命及び身体に危険が及ぶ恐れがあるとき。なお、熊本県土木部砂防課及び熊本地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報を参考にするものとする。

情報の伝達体系は、第3章第3節　気象予警報等伝達計画の2　予警報等の伝達系統による。

⑦ その他町長が災害の発生する恐れがあると判断したとき。

(5)緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況で、住民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる場合において、いまだ危険な場所にいる住民に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動変容を促す場合に発令する。

3 避難指示等の伝達方法

(1)責任者及び伝達組織

町長又は避難指示等発令権限者は、本部総務対策部長を伝達責任者とし、避難指示等を実施する。なお、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

(2)避難情報等の伝達基準

水位情報及び土砂災害危険度情報に基づく避難情報等の住民への伝達基準は、次のとおりとする。

① 水位情報に基づく伝達

水防警報河川の基準水位種別等	情報種別	伝　達　の　基　準
水防団待機水位	警戒レベル1 注意喚起	・水防警報河川の水位が水防団待機水位を超えた場合に、住民に注意喚起するために伝達する。
氾濫注意水位	警戒レベル2 予防的避難情報	・氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時に伝達する。
避難判断水位	警戒レベル3 高齢者等避難	・避難判断水位(レベル3水位)に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位(レベル4水位)に達すると見込まれた時に伝達する。
氾濫危険水位	警戒レベル4 避難指示	・氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した時又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれた時に伝達する。
氾濫発生情報	警戒レベル5 緊急安全確保	・氾濫が発生した時に伝達する。

② 熊本県「土砂災害危険度情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」に基づく伝達

土砂災害の危険度	情報種別	伝　達　の　基　準
―	警戒レベル1 心構えを一段高める	・早期注意情報(警報級の可能性)を確認する。
注　意	警戒レベル2 予防的避難情報	・実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」(注意)黄色に達した時に伝達する。
警　戒	警戒レベル3 高齢者等避難	・実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」(警戒)赤色に達した時に伝達する。
危　険	警戒レベル4 避難指示	・実況または予測で土砂災害警戒情報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・熊本県「土砂災害警戒判定メッシュ情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」(危険)紫色に達した時に伝達する。
災害切迫	警戒レベル5 緊急安全確保	・実況または予想で大雨特別警報の土壌雨量指数基準に到達した時に伝達する。 ・災害が発生した場合に伝達する。

※ 警戒レベル１及び警戒レベル２については気象庁が発表する。

※ 放送は、昼夜に関係なく必要に応じて行う。

※ 熊本県「土砂災害危険度情報」又は気象庁「土砂キキクル(危険度分布)」に基づく伝達は、雨量、水位情報に基づく伝達と併せて必要に応じて加える。

(3)伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

① 防災行政無線等による伝達周知
② Lアラートによる伝達周知
③ 全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）による伝達周知
④ 広報車（町広報車、消防積載車）による伝達周知
⑤ 定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及びマイク等により伝達周知
⑥ サイレン及び警鐘による伝達周知
⑦ 芦北町公式アプリ等による伝達周知
⑧ 電話、直接訪問等による伝達周知
⑨ 警察官、消防署、消防団、行政区長、自主防災組織等の協力による伝達周知
⑩ 報道関係機関を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定した上での伝達方法を定めておき、日頃から非常用電源の点検整備等、維持管理に努めておくものとする。

4 浸水想定区域における避難確保のための措置

(1)県知事による浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、避難所という。）、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

(2)浸水想定区域内に不特定かつ多数の者が利用する施設、又は主として高齢者、障がい者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、町内の高齢者、障がい者等の施設は、第6章第9節「災害時要配慮者利用施設一覧」（P.190）のとおりである。

(3)浸水想定区域をその区域に含む場合は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布及び WEB 上にパソコン、携帯電話等から閲覧できるハザードマップを掲載する。

(4)水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 3 又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条の 2 に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練等に関する事項を定めた、避難確保計画を策定するとともに、当該計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。（※第6章第9節災害時要配慮者利用施設一覧参照）

5 避難者の誘導

住民が安全かつ迅速に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、できるだけ公民館や行政区単位等で集団避難を行うものとし、避難指示等発令時において特に避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

② 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

③ 住民に対して、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うと想定される場合は、水平・垂直避難等の屋内による安全確保措置を指示することができるものとする。

(1)避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者に関する避難については、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区長、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉施設・福祉サービス事業者等の協力を得て行い、必要に応じて搬送車両を確保する。

(2)秩序維持及び避難順位

各誘導者は、避難時の混乱防止及び円滑な誘導を実施するため、避難行動の秩序維持に努めなければならない急迫した状況で住民を避難させる場合は、病弱者、高齢者、児童等の保護を優先する。

(3)避難経路等

被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な避難路を選定し、避難誘導を行う。また、避難について、警察官等と緊密な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

6 避難所の開設及び収容

避難所の開設及び収容等の基準は、次のとおりとする。なお、災害救助法の適用を受ける場合、その基準によるものとする。

なお、避難所への収容においては、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1)避難所の安全性の確認及び速やかな避難所開設

行政区長又は自主防災組織等は、町から予防的避難情報、高齢者等避難、避難指示等避難情報が発表された場合、町と協力して避難所の安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに避難所を開設し、被害を受けた者、被害を受ける恐れのある者等を収容するものとする。

その際、避難所の開設に当たっては、施設管理者に連絡し、速やかな開錠を行うものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。

安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置することができない場合には、町は隣接市町と協議し、収容の委託あるいは隣接市町の建物・土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

(2)自主避難の場合の避難所は、行政区長又は自主防災組織等の判断により開設し、被害の恐れのある者を収容する。ただし、洪水や台風の接近等により被害が予想される場合には、町の指定避難所も開設することができる。

(3)避難施設は、別に定める学校、社会教育施設等の公共施設を使用するものとするが、これらがない地域やこれらでは充足できない場合には、状況に応じ、安全が確保できる地区集会施設を避難所とするものとする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、出来る限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スペースの仮設に配慮する。

（4）住民への周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

（5）避難所開設の報告

避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告しなければならない。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員

③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、町と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

（6）避難所の管理運営

行政区長又は自主防災組織等は、町と協力しながら、避難所運営を行うものとする。

① 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

② 避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

③ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

④ 行政区長、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中泊避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。

また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

⑤ 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑥避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとす

る。

⑦ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースなどを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

⑧ 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保を行うものとする。

⑨ 避難期間が長期化する場合、県、町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

⑩ 空調機を設置し、季節や環境を考慮した快適な環境の確保に努めるものとする。

⑪ 仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

⑫ 避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

⑬ ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。その際、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑭ 警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

（7）指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、町担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

（8）広域的避難収容

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、本町の区域外への広域的な避難、避難所、応急住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に支援を要請するものとし、県は必要な調整を行う。

また、本町の行政機能が被災によって著しく低下した場合、県は要請を待たないで、広域避難のための要請を町に代わって行うものとする。

（9）福祉避難所

① 福祉避難所の指定

避難者である要配慮者の良好な生活環境を確保することを目的とし、内閣府令で定める基準に適合する施設を福祉避難所とする。

町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設に加え、旅館、ホテル等の宿泊施

設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

No.	施設名	所在地	運営主体
1	特別養護老人ホーム　田の浦荘	大字田浦町 870-1	(福)栄和福祉会
2	特別養護老人ホーム　五松園	大字花岡 1118	(福)慈友会
3	障害者支援施設　石蕗の里	大字湯浦 1505-1	(福)光輪会
4	くまもと芦北療育医療センター	大字芦北 2813	(福)志友会
5	障害者支援施設　みつば学園	大字花岡 1539	(福)芦北福祉会
6	有料老人ホーム　ゆうあいの家	大字芦北 2324-1	(福)志友会
7	養護老人ホーム　有隣	大字芦北 2855	(福)慈友会
8	有料老人ホーム　美里	大字白木 1307	有限会社美里　在宅支援事業所

② 福祉避難所の対象者

ア）身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する要配慮者

イ）在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的に入所（緊急入所）等のうち、福祉避難所でしか対応できない要配慮者

ウ）高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者、及びその家族

③ 開設

災害発生時は、指定避難所の開設に伴い、指定避難所における避難者のうち、福祉避難所による受入れを必要とする要配慮者が把握された場合に開設する。また、開設を行う場合は、協定施設へ電話連絡等で事前に連絡し、要請を行うこととする。

④ 運営

芦北町福祉避難所設置運営マニュアルに基づいて運営するものとし、福祉避難所の運営を円滑に行うために町は関係者の研修、訓練を実施するものとする。

⑤ 移送

要配慮者の指定避難所から福祉避難所への移送手段は原則、「家族又は支援者」「本町（職員）」「施設（職員）」の順で行われる。「施設（職員）」へ移送の要請を行う場合は、町が福祉避難所へ依頼を行う。

⑥ 閉鎖

避難者が全て退所したなど、福祉避難所としての目的を達成したときは、福祉避難所の閉鎖を行う。

(10)災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認により期間を延長することができる。

7 避難所の安全対策

町は大規模な地震等の災害が発生した後も、避難所に指定している公共施設が継続して避難所としての機能を果たせるよう、天井部材落下防止等の安全対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

8 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。また、消防団のほか、地域、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うものとする。

9 車中泊避難者を含む避難所以外の被災者への対応

町は、行政区長、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、車中泊避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、県及び町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、行政区長、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な被災者支援に係る情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

・県及び町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

・県及び町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

【指定緊急避難場所一覧表】

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
1	田浦1 田浦2 田浦3 田浦4	田浦小学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		田浦中学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
2	田浦町1 田浦町2 田浦町3 田浦町4	芦北町地域活性化センター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		御立岬管理棟（駐車場）				○		
		田浦支所（2階）				○		
		黒崎霊苑				○		
3	小田浦1	小田浦地区生涯学習センター（校舎）	○	○	○		○	○
		宮浦地区ふれあいセンター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道宮浦線				○		
4	小田浦2 小田浦3 小田浦4	小田浦地区生涯学習センター（校舎）	○	○			○	○
		宮浦地区ふれあいセンター	○	○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道宮浦線				○		
5	小田浦5	小田浦地区生涯学習センター（校舎）	○	○	○		○	○
		小田浦福祉センター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道宮浦線				○		
6	小田浦6 小田浦7	小田浦地区生涯学習センター（校舎）	○	○			○	○
		小田浦福祉センター	○	○			○	○
7	海浦1 海浦2	旧芦北幼稚園	○	○			○	○
		県立あしきた青少年の家	○	○	○	○	○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道佐敷太郎線				○		
		海浦地区公民館					○	○
8	波多島	上田浦地区社会教育センター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道二見田浦線				○		

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
9	井牟田1	上田浦地区社会教育センター	○	○	○		○	○
		下井牟田地区ふれあいセンター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道二見田浦線				○		
10	井牟田2	上田浦地区社会教育センター	○	○	○		○	○
		上井牟田地区ふれあいセンター	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道二見田浦線				○		
11	横居木	芦北町地域活性化センター	○	○			○	○
12	鶴木山 計石西 計石東	県立あしきた青少年の家	○	○	○	○	○	○
		旧計石小学校（校舎）					○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		芦北海浜総合公園				○		
		旧計石小学校（校舎・体育館）			○			
		大龍神社				○		
		広域農道				○		
13	白岩	佐敷小学校（校舎、体育館）	○	○	○		○	○
		県立芦北高等学校（校舎、体育館）	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道道川内田浦線				○		
14	道川内西 道川内東	佐敷小学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		県立芦北高等学校	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		町道道川内田浦線				○		
15	乙千屋	佐敷小学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		県立芦北高等学校	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県立芦北高等学校（屋上）				○		

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
16	花岡北	佐敷小学校（校舎、体育館）	○	○	○		○	○
		県立芦北高等学校	○	○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
17	芦北 花岡西	芦北町民総合センター	○	○	○	○	○	○
		芦北町地域資源活用総合交流促進施設	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		芦北町役場				○		
18	向町 本町 上町	芦北町民総合センター	○	○	○	○	○	○
		芦北町地域資源活用総合交流促進施設	○	○	○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		佐敷城跡				○		
19	花岡東 新町	佐敷中学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		佐敷城跡				○		
20	田川 宮浦 八幡 桑原	佐敷中学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
21	諏訪	佐敷中学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
22	伏木氏	佐敷中学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
23	松生 大尼田 立川	大尼田地区生涯学習センター （校舎、体育館）	○	○			○	○
24	西告、東告	町立公民館大野分館	○	○			○	○
		大野地区構造改善センター	○	○			○	○
25	天月、白石 白木、塩浸	町立公民館大野分館	○	○			○	○
26	国見、大野 市野瀬	大野地区構造改善センター	○	○			○	○
		大野小学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
27	箙瀬	吉尾出張所					○	○
		吉尾体育館	○	○			○	○

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
28	市居原 吉尾	吉尾出張所	○	○			○	○
		吉尾体育館					○	○
29	海路・高田辺 内木場	吉尾体育館	○	○			○	○
30	大岩一 大岩二 黒岩、永谷 上原 岩屋川内	大岩公民館	○				○	○
		吉尾体育館	○	○			○	○
31	平生	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○	○		○	○
		湯浦小学校（校舎、体育館）	○	○	○	○	○	○
		湯浦中学校（校舎、体育館）	○	○		○	○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
32	湯北 湯南	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○			○	○
		湯浦小学校（校舎、体育館）	○	○		○	○	○
		湯浦中学校（校舎、体育館）	○	○		○	○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		
33	湯東 宮崎	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○			○	○
		湯浦小学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		湯浦中学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
		背後地裏山等の高台				○		

番号	地区名	避難施設・場所	指定緊急避難場所					指定避難所
			洪水 内水氾濫	崖崩れ 土石流 地すべり	高潮	津波	大規模な火災 噴火 地震	
34	湯南団地	芦北町多目的研修センター	○	○			○	○
		きずなの里	○	○			○	○
		湯浦小学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		湯浦中学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		芦北福祉センター		○			○	○
35	女島西 沖 福浦	女島活力推進センターゆめもやい	○	○	○		○	○
		湯浦小学校（校舎、体育館）			○		○	○
		湯浦中学校（校舎、体育館）			○		○	○
		背後地裏山等の高台				○		
		県道水俣田浦線				○		
		広域農道				○		
		沖農村公園				○		
36	丸山 米田	丸米地区生涯学習センター（体育館）	○	○			○	○
37	豊岡 大川内東 大川内西 大川内南 高岡北	内野小学校（校舎、体育館）	○	○			○	○
		内野福祉センター	○	○			○	○
38	高岡南 古石北 古石南	古石地区生涯学習センターみどりの里	○	○			○	○
39	共通	花岡高台	○	○	○	○	○	

【指定避難所一覧表】

番号	避難施設	施設内容			備考
		トイレ	ガス	収容人員	
1	田浦中学校（校舎、体育館）	和・洋	○	307	
2	田浦小学校（校舎、体育館）	和・洋	○	437	
3	芦北町地域活性化センター	洋	○	351	
4	小田浦地区生涯学習センター（校舎）	和・洋	○	44	
5	宮浦地区ふれあいセンター	和	○	30	
6	小田浦福祉センター	和・洋	○	89	
7	旧芦北幼稚園	和・洋	○	359	
8	海浦地区公民館	和	○	20	
9	県立あしきた青少年の家	和・洋	○	992	
10	上田浦地区社会教育センター	和・洋	×	135	
11	下井牟田地区ふれあいセンター	洋	○	20	
12	上井牟田地区ふれあいセンター	洋	○	20	
13	旧計石小学校（校舎、体育館）	和・洋	×	222	
14	佐敷小学校（校舎・体育館）	和・洋	○	666	
15	県立芦北高等学校	和・洋	○	700	
16	芦北町民総合センター	和・洋	○	811	
17	芦北町地域資源活用総合交流促進施設	和・洋	○	232	
18	佐敷中学校（校舎、体育館）	和・洋	○	480	
19	大尼田地区生涯学習センター（校舎、体育館）	和・洋	×	34	
20	町立公民館大野分館	洋	○	32	
21	大野地区構造改善センター	和	○	65	
22	大野小学校（校舎、体育館）	和・洋	○	253	
23	吉尾体育館	和・洋	○	131	
24	吉尾出張所	和	○	61	
25	大岩公民館	洋	○	23	
26	芦北福祉センター	和・洋	×	282	
27	芦北町多目的研修センター	和・洋	○	133	
28	きずなの里	和・洋	○	75	
29	湯浦小学校（校舎、体育館）	和・洋	○	453	
30	湯浦中学校（校舎、体育館）	和・洋	○	448	
31	女島活力推進センターゆめもやい	洋	○	47	
32	内野小学校（校舎、体育館）	和・洋	○	295	
33	内野福祉センター	和・洋	×	65	
34	丸米地区生涯学習センター（体育館）	和	×	160	
35	古石地区生涯学習センターみどりの里	和・洋	○	178	

【避難道路一覧表】

1	海路上原線	48	百木日当線	95	天月祝坂線
2	黒岩上原線	49	百木日添線	96	大崎線
3	岩谷平線	50	内野高岡線	97	小崎平生線
4	川嶽線	51	山神線	98	橋本線
5	岩屋川内線	52	石間伏線	99	生田線
6	渡瀬岩屋川内線	53	双間伏線	100	湯町線
7	大岩小学校線	54	外ヶ平湯治線	101	町前線
8	本川内線	55	平生下線	102	湯浦停車場線
9	塩鶴線	56	金ケ渕線	103	大野線
10	廿五線	57	湯町山川線	104	大川内線
11	吉尾村中線	58	山川橋本線	105	倉谷日添線
12	大尼田葉山線	59	立川今村線	106	川口内野線
13	伏木氏線	60	祝坂線	107	豊岡元大川内線
14	上白木線	61	漆口線	108	熊ヶ倉岩尾戸線
15	村本線	62	上告線	109	射場芦北線
16	越地線	63	大野小学校線	110	銅山線
17	乙千屋日当線	64	立川線	111	箙瀬線
18	乙千屋線	65	松の鶴線	112	佐敷太郎線
19	白岩向町線	66	谷線	113	舟津乙千屋線
20	道川内田浦線	67	倉谷馬出野線	114	園口線
21	久木崎線	68	平沢津漆川内線	115	杉迫線
22	白岩線	69	太田線	116	天月線
23	計石村中線	70	宮田線	117	中道線
24	白岩計石線	71	宮浦線	118	松生宇土線
25	計石西線	72	洲崎線	119	丸尾線
26	惣崎２号線	73	江口線	120	池尻線
27	惣崎線	74	北原線	121	天口線
28	浦平線	75	村迫線	122	沖線
29	鶴木山線	76	黄金ヶ浜線	123	大尼田下村線
30	井手上線	77	下井牟田線	124	長沢線
31	芦北学園線	78	本町線	125	井牟田線
32	大迫線	79	内木場線	126	県道芦北球磨線
33	杉谷線	80	坊ヶ迫線	127	県道田浦港線
34	宇土線	81	坊ヶ迫２号線	128	県道二見田浦線
35	下宮浦線	82	御立岬スカイライン線	129	県道水俣田浦線
36	兼丸線	83	田浦横居木線	130	県道芦北坂本線
37	屋敷野線	84	轟線	131	県道球磨田浦線
38	下白木線	85	中道線	132	県道宮崎芦北線
39	西俣線	86	榎川内線	133	県道天月湯浦線
40	福浦線	87	榎川内２号線	134	県道越小場湯浦線
41	京泊牛水線	88	白木松生線	135	県道古石天月線
42	東泊線	89	平生線	136	県道一勝地神瀬線
43	福浦大崎線	90	平生２号線	137	広域農道津奈木田浦線
44	湯南団地線	91	射場栫線	138	本町射場線
45	柳線	92	花東本町線	139	滝ノ上線
46	岡井線	93	田川瀬戸線	140	海浦線
47	内野尾奈古線	94	瀬戸線		